

## 春日井市農林業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農林業の健全な発展を図るため、予算の範囲内で農林業者等に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助の対象となる事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域農政総合推進対策事業（農林業生産の合理化及び近代化促進のための施設、機械、器具等の導入及び設置並びに農林業経営改善・農家経営安定化及び生産性向上のための事業をいう。）
- (2) 生産調整対策事業（米の生産調整のため水田における野菜や加工用米の作付けを支援する事業をいう。）
- (3) 市民農園整備事業（農地所有者による市民農園の開設を支援する事業をいう。）

(補助対象者)

第2条の2 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 地域農政総合推進対策事業 次のいずれかに該当する団体
  - ア 農業者の集まりである団体
  - イ 尾張中央農業協同組合
- (2) 生産調整対策事業 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号）に規定する畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和交付金又は水田活用の直接支払交付金を当該年度において受給する者

(3) 市民農園整備事業 農地所有者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 地域農政総合推進対策事業 農業者の集まりである団体の場合は事業費の3分の1以内、尾張中央農業協同組合の場合は事業費の2分の1以内

(2) 生産調整対策事業 次に定める補助の区分に応じ、それぞれに定める額以内

ア 転作補助 1平方メートル当たり3円

イ 加工用米補助 1俵当たり500円

(3) 市民農園整備事業 1か所当たり事業費の2分の1以内(250,000円を限度とする。)

(申請手続)

第4条 規則第3条に規定する市長が定める期日は、当該年度の2月末日とする。

2 第2条第1項第2号の事業に対する規則第3条の申請書は、尾張中央農業協同組合がとりまとめて提出するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第5条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第8条第1項の規定により、市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金額に変更が生じず、かつ、事業費の2割以内の増減の範囲内のものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、事業完了前においても概算額を交付することができる。この場合において、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、精算を行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に収支精算書を添えて事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。